

# 令和5年第3回上里町議会定例会会議録第3号

令和5年6月8日（木曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第23号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第24号）上里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第25号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第26号）上里町特定保育保・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11（町長提出議案第27号）工事請負契約の締結について
- 日程第12（町長提出議案第28号）工事請負契約の締結について
- 日程第13（町長提出議案第29号）物品購入契約の締結について
- 日程第14（町長提出議案第30号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15（町長提出議案第31号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16（町長提出議案第32号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17（町長提出議案第33号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18（町長提出議案第34号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19（町長提出議案第35号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20（町長提出議案第36号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21（町長提出議案第37号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22（町長提出議案第38号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23（町長提出議案第39号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

ついて

日程第24（町長提出議案第40号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25（町長提出議案第41号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26（町長提出議案第42号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27（町長提出議案第43号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

#### 出席議員（14人）

1番 石井慎也君	2番 伊藤覚君
3番 金子義則君	4番 戸矢隆光君
5番 高橋勝利君	6番 飯塚賢治君
7番 猪岡壽君	8番 齊藤崇君
9番 植原育雄君	10番 高橋正行君
11番 新井實君	12番 沓澤幸子君
13番 高橋仁君	14番 黛浩之君

欠席議員 なし

---

#### 説明のため出席した者

町長 山下博一君	副町長 島田邦弘君
教育長 齊藤雅男君	総務課長 山下容二君
総合政策課長 坪本和馬君	税務課長 間々田由美君
くらし安全課長 間々田亮君	町民福祉課長 及川慶一君
子育て共生課長 飯塚郁代君	健康保険課長 亀田真司君
道路整備課長 宮下忠仁君	産業振興課長 吉村貴文君
教育総務課長 望月誠君	教育指導課長 櫻井達夫君
生涯学習課長 金井憲寿君	

---

#### 事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



## ◎日程第7 町長提出議案第23号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第23号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

お願い申し上げました議案第23号 上里町税条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法に関する規定が令和5年7月1日から施行されることに伴い、上里町税条例について所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

初めに、改正の概要でございます。

道路交通法の一部を改正する法律が令和4年4月27日に公布され、そのうち特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備が令和5年7月1日に施行されることとなり、これを踏まえまして、道路運送車両の保安基準も改正され、現行の原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること、さらに、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること、さらに、最高速度が20キロメートル毎時以下であること、以上の要件を満たす電動キックボードを特定小型原動機付自転車と区分することとなりました。

これに伴い、特定小型原動機付自転車につきまして軽自動車税種別割の税率が新たに適用されることを定めるものです。

次に、改正内容でございます。

第82条は、軽自動車税種別割の税率を定めており、第1号の原動機付自転車のうち、同号アに特定小型原動機付自転車を適用させるため、同号エの除外要件に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を加えるものでございます。

最後に、附則でございます。

条例の施行期日について規定し、令和5年7月1日から施行するものとしております。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質問はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 上位法の改定によって提案されたものだと思いますけれども、この特定小型原動機付自転車というものが上里地内では何台あるかという把握等はできるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

現在課税されています原動機付自転車の中で、2台の確認がされているところです。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第23号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 町長提出議案第24号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第24号 上里町印鑑条例の一部を改正する条

例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申上げました議案第24号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されました。これに伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを使用して、コンビニでの印鑑登録証明書の発行を可能とするため、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

続いて、改正の概要及び内容について御説明申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正より、利用者証明用電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となりました。

このことにより、利用者証明用電子証明書は、個人番号カードに登録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書と、移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書の2つに整理されることになり、従来の個人番号カードに加え、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備を用いてコンビニの端末から各種証明書が発行できるものとされました。

以上を踏まえまして文言整理を行い、併せて個人番号カード及び移動端末設備を使用して、印鑑証明書の発行を可能にする改正を行うものでございます。

具体的には、第13条第3項について、「利用者証明用電子証明書が」とあるのを「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」に改め、「移動端末設備」による利用可能とする文言を追加し、電子証明書に係る暗証番号等の入力に要する旨の規定を削除する改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、規則で定める日から施行するものといたします。ただし、第13条第3項の改正規定中、「利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」に改める部分につきましては、公布の日から施行とするものでございます。

以上で、上里町印鑑条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質問はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） このことは、既に住民票などを含めてスマホなどでも申請できるように、申請というんでしょうか、発行していただけるようになるということだと思います。

それで、今現在、上里町のマイナンバーカードの発行数について、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

御質問の趣旨といたしますと、マイナンバーカードの発行枚数ということかと思えます。

当町におきまして、3月末時点になりますけれども、1万9,604ということで、おおむね60%を超えているような状況でございます。その後、マイナポイントの普及の関係等もございまして、現状では、係員から聞いている話では、おおむね70%を超えているというようなお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それで、上里町もコンビニでこの電子証明書を使って様々な書類を発行をもう既にされていると思うんですけれども、その利用状況というのは今どのようになっていますか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

現状のマイナンバーカードでの交付状況ということで御説明させていただきますが、実際にコンビニ交付のほうを開始しましたのが2月からということですので、昨年度中、3月末までの状況しか把握しておりませんが、現状で見えますと、総発行枚数のうちのおおむね8%から9%程度ということで御利用いただいているといったところでございます。

なお、住民票につきましては、おおむね200件を超える状況、また、印鑑証明は大体150件を超える状況ということでございます。パーセント的に見ますと、恐らく今後の推移として考えますと、最低でも10%程度はコンビニが御利用いただけるのかな、コンビニ以外も今後出てく

るかどうか分かりませんが、マイナンバーカードを使ったそういった諸証明の請求状況はそういうふうに移して行くのではないかとこのように見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） やはりマイナンバーカードは利用したい人にとっては非常に便利だと思います。それで、これは任意であるということを全員協議会でも改めて言っていただいて、それで、利用したくて便利に使いたいという人にはもっと手軽にスマホでピッとやれるというのは、さらに利便性をよくするものかなというふうに思います。

だから、その辺の強制にならないように、そして本来マイナンバーカードがスタートしたときのひもづけですね、いろいろなところと分離しているから安全なんだという説明があったと思うんですね。この間ずっとテレビなどでも報道されているように、違う方の証明書が出てきたり、それは一部の自治体だったと思いますけれども、後はマイナ保険証では非常にたくさん不具合が生じたり、そのことによって待たされたり、保険証と結局最終的には併せない治療が受けられなかったとかいろいろなことが起きているわけですね。

ですので、その辺のことについて町とすればどのようにお考えなのか。自治体によっては本人が希望していないのに医療保険と結びつけられ、医療保険証のほうは、それに結びつけてくださいと言わないと本当はつけられないものですね。でも、そういう何というんでしょうか、不具合も5件ほど生じていて、本来だったら1回結びつけると取れないらしいんですけども、それは厚労省のほうで間違っ、誤ってやったことだからということで取消しができたようでもありますけれども、そのようなことの徹底というんでしょうか、きちんと確認してやられているのかどうかも含めてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

前段におきまして議員さんもおっしゃられましたように、強制でマイナンバーカードの取得していただくものではございませんので、当然のことながら住民の方々が任意で必要だという御判断の下でマイナンバーカードを交付しているという現状でございます。

また、最初お話のありました証明書の誤発行、これにつきましては、システム上のエラーで発生しているというふうに報道等でもされておりますので、これにつきましては、当町のベンダーにおいては支障がないというふうな確認は取っておりますので、当町における証明書発行

においては、支障なくやっているという認識でございます。

併せまして、マイナ保険証につきましては、国のほうで言うておりますのは、マイナンバーカードを保険証とひもづけることによりまして、マイナポータルのほうで御利用いただいている方々の健康情報が見られるということで、非常に有効だというふうに言われております。特に病歴、また投薬の状況等も確認できるようなお話も伺っておりますので、そういった意味で必要な方は、そういったマイナ保険証にひもづけていただくという必要はあるのかなと思えますけれども、当町におきまして、当然のことながら保険証は希望される方に対してつけているというのが現状ですし、また、それ同時に現在行われております通帳へのひもづけですか、こちらにつきましても、御本人様の意思確認は当然させていただいた上で執行しております。また、最近の報道を受けまして、実務担当者にも再度確認取りましたけれども、やはりそういった行政でやったりとか、誤ってやったりというようなことのないようにしているということは確認を取らせていただいております。

いずれにしましても、本町における種々の関連する課におきましては、そういった点をきちんと理解した上で業務のほうの執行に当たっていただくものというふうにて考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今日朝高齢者の方に、このマイナンバーカードについて言われたんですけども、非常に新しいことをやるときにいろいろ心配することが出てきて、報道によっていろいろな問題が出ているんだけど、町として、やっぱり高齢者の人たちに何らかの形で特別に説明ができるようにしてもらえないかと。確かに、この広報だとか、そういうところでいろいろ周知はしているけれども、心配なのがあるんですよと、今日朝聞かれたんですよ。その辺のところはやっぱりスタートする段階でいろいろ出てくると思うんですけども、今のところ、町のほうにはそういう心配だからと、そういった問合せがあるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 高橋議員の御質問に御説明させていただきます。

質問の趣旨としますと、高齢者の方々がマイナンバーカードの申請並びにマイナポイントなどについて御心配をいただいているのかなというような趣旨かと思われそうですが、一応申請につきましては、全て基本的にはこちらのほうの窓口を介して申請いただくような格好になってい



るかなと思います。もちろんほかの場面でも申請できるわけではございますが、恐らくそういった新しいことに対して非常に心配感をお持ちの方につきましては、恐らく役場の窓口に来られているのかなと思いますので、その折には懇切丁寧に係員のほうから御説明させていただいているところでございます。

また併せまして、マイナポイントの交付につきましては、ちょうど町民福祉課の南側に2名の職員をきちんと配置して対応させていただいております。その際に御質問等に対しましては、きちんと御理解いただけるような形で係員のほうから説明をさせていただいておりますので、また併せまして、御家庭のほうからこちらのほうに、いろいろ窓口に対してお電話等いただいて御質問いただいております。そういった際も、できる限り分かりやすく御説明をさせていただいているところでございますので、そういった中で事務は進んでいるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず、1点目が、コンビニで証明書が取れるということは画期的なことで大変いいことなんですけれども、この端末をコンビニ等に設置する経費、これは行政側で用意すると思うんですけれども、1基当たりどのぐらいの経費かかっているんですか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

各種証明書の発行の端末機の関係かと思いますが、端末につきましては、実際にはコンビニエンスストアのコピー機、サービスコピー機を使うような格好になっております。それがネット回線を通じて証明書の発行サーバーのほうに接続されて印刷されて出てくるといったような状況でございますので、端末に係る設置費用等につきましては、町のほうで負担が生じるというようなことはございません、

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） はい、ありがとうございます。

それと、今現在、町の窓口で発行している各種証明書等は紙ベースでのA4ですか、出てく

るんですけども、今言ったコンビニでも同じフォーマットでちゃんと出てくるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

用紙の様式等についての御質問かと思えます。

基本的には本町の様式に併せた形で証明書について出てきますので、現状ではA4の用紙で出てくると認識しております。

また、本町において発行するものにつきましては、改ざん防止用のこむぎっちのマークのついたものを御利用させていただいておりますが、コンビニエンスストアにおきましては、そういった用紙は使用せずに、改ざん防止用のそのマーク等が入って発行されるといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） そうすると、細かな質問になってしまうんですけども、ちょっとやっぱり、この辺も確認しておきたいなと思うんですけども、そうすると、何というのかな、その用紙、コンビニの複合機かコピー機か知らないですけども、それを利用するということになりますと、その辺の要するに改良、要するに改造しないと、普通の一般のお客様が入って何かコピーを有料で、1枚10円だか何だか分からないですけども、やっているサービスありますよね。その機械を、端末を使うのであれば、何か改造しないと、例えばそこで操作して、町民が操作して証明書、各種証明書取ろうとすると、何か同じ用紙、A4ならA4の用紙がそのまま使われるような危険性が、その辺は改造というか、何か手を加えないと、同じ真っさらな、白のA4が出てきてしまうのではないかなということをやちょっと心配するんですけども、いずれにしても、何か手を加えない限り使えないんじゃないかなと個人的には思うんですけども、その辺について詳しく説明してくれますか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

私も機械は特別詳しいわけではございませんが、基本的には御利用いただく端末自体は、いわゆるプリンター機能を搭載したコピー機ということになりますので、例えばですが、では前の方が住民票を例えばマイナンバーカードを使って取得したとしても、そのデータを再度御利

用いただくということはそもそもできないというのが常識かと思います。

また、そのコピー機自体に、いわゆるそういうデータを蓄積するという機能は恐らくないのではないのかなと思っております。

また併せまして、ちょっと担当の職員にも聞いたところ、マイナンバーカードを御利用いただいて発行する際には必ずカードの抜き差し等があるというような確認も取っておりますので、その辺の危うさはないのかなと思っております。もしあるとすれば、今議員さんが御心配されている点で言えば、例えばですが、トナーが不足しているというようなことがあれば、確かに白紙で出る可能性がないとは否定できませんけれども、そういった点は基本的にはないのかな、白紙で出るということは、通常はないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ちょっと質問していることが伝わっていなかったような気がするんですけども、コピー機をやっぱり、私個人の判断なんですけれども、まず、コンビニに設置しているコピー機というのは、一般の人が何か自分で個人的な利用をしたくて有料で、1枚5円か10円だか分からないですけども、やるとコピー機取れるよと。それで、それはそれでいいんですよ。だけれども、町オリジナルな、今言ったこむぎっちの絵柄が入った要するに用紙、それを要するにコンビニで証明書を取る場合に用紙を選択しないと駄目じゃないですか。普通のA4の設置してある用紙と町オリジナルの何というの、こむぎっちが印刷されている何とか防止用の用紙を選択しなければいけないでしょう。そのときに、そういう加工が必要なんじゃないのかな。要するに、用紙の何というの、引き出しという専門用語はよく分からないけれども、あれを何段かにしておかないと、例えばAさんが来て、要するに町のAさんが来て印鑑証明取りたいよと言ったときに、カードを入れてすると、そっちの町のオリジナルな用紙を選択してくれるのか、そういう機能を搭載してするにはやっぱり加工が必要でしょうと言っているの、そういうことを聞いているわけなんですよ。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほど私のほうの御説明が論点からちょっとずれていたのかなということで大変失礼いたしました。

コンビニエンスストアにおける各種証明書の発表用紙、こちらにつきましては、通常のコピー用紙を使用しているというところでございます。本町における各種証明書の発行している用

紙は、こむぎっちの買った改ざん防止用の用紙を利用しております。コピー機で使用しているのは、先ほど御説明しましたように、いわゆる普通の真っさらな紙でございますので、そうなると、改ざん防止がどうなるんだというようなお話があらうかと思えます。それにつきましては、既にデータの中に入り込んでおまして、それが同時に刷られて出てくるということですので、用紙自体は全く通常の、例えば私たちがコンビニへ行ってコピーする、この紙と全く同じものを使って、ただデータの中にいわゆる改ざん防止機能を備えた形でプリンアウトされるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） はい、分かりました。

そういう、要するにデータを一緒に、要するにコピーしてしまうということですね、用紙に。分かりました。それは分かりました。

じゃ次に行きますけれども、先ほどコンビニ……

○議長（黛 浩之君） 齊藤議員に申し上げます。

システム上のことだと、条例に関することなので質疑に関しましては。システム上はまた後日お願いいたします。コピー機のシステム上のことは、また後日お願いいたします。今、条例に関しての質問です。お願いいたします。

○8番（齊藤 崇君） じゃ質問を変えますけれども、証明書を発行すると役場の窓口だと手数料が発生します。手数料を150円だか200円だか物によって違ってはいますが、コンビニで証明書を取得した場合の手数料の決済、これは電子マネーにするんですか、それともキャッシュでするんですか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

基本的には現金でやるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第24号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第25号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第25号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第25号について、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、官報正誤による訂正手続が行われたこと及びこども家庭庁の設置に伴い所掌事務が移管されたことに伴い所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第7条の3についてでございます。こちらは、家庭的保育事業者等が送迎を目的とした自動車を運転するときの利用乳幼児の所在の確認について規定したのですが、この規定の引用元である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の文言に一部誤りがあり、令和5年3月17日付官報において訂正手続が行われたため、当該訂正に基づきまして、第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改めるものでございます。

次に、第25条についてでございますが、こども家庭庁設置法の施行により、厚生労働省から内閣府の外局であるこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、条文中「厚生労働大臣」とあるのを「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第25号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 町長提出議案第26号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第26号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第26号について、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行、また、こども家庭庁の設置に伴い所掌事務が移管されたことにより、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うものです。その中で、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことから、第4条第2項のほか、45件において「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条」とする改正を行うものです。

次に、幼稚園の保育内容に関する学校教育法第25条に、第2項及び第3項が追加されたため、第15条第1項3号の「第25条」を「25条第1項」に改めるものです。

次に、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、第15条第1項第4号及び第44条において「厚生労働大臣」としていたものを「内閣総理大臣」に改め、また、第37条において「同省令」としていたものを「同令」に改めるものです。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第26号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 町長提出議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第27号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第27号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町立七本木小学校校舎棟改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

契約金額につきましては、消費税額を含め2億6,048万円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市万年寺3丁目23番18号、池下工業株式会社、埼玉営業所、所長、並木茂樹でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続きまして、入札・契約関係について御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付けされ、資格審査数値が1,000点以上のものといたしました。

その他留意点等を加えまして、4月17日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札の結果、4社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した池下工業株式会社、埼玉営業所が落札候補者となったものでございます。

5月23日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、5月26日、2億6,048万円と同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物といたしましては、七本木小学校の管理・教室棟及び普通教室棟でございます。

対象建物の規模といたしましては、管理・教室棟は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,748平方メートル、普通教室棟は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積747平方メートルでございます。

主な工事内容といたしまして、外壁の改修、防水の改修、床の改修、内壁の塗り替え、建具の改修、流し台の更新、照明器具のLED化等の電気設備の改修及び給排水管の更新といった



機械設備の改修を行います。

また、放課後児童クラブの複合化に伴い、普通教室棟1階の普通教室2教室の改修及び放課後児童クラブ職員や送迎用の駐車スペースを確保いたします。

以上で、議案第27号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2点質問があるんですけども、まず、1つは、昨日の全協でも確認して、その後はもう少し聞きたい点が出てきましたのでお尋ねしたいと思います。

放課後児童クラブ室を普通教室の1階に造るということで、ほかの学校施設の中では内部の、その形のままで改修だとか、塗り替えだとか、そういうふうな形になっていくと思うんですけども、放課後クラブ教室につきましては、2つの教室を1つにして、それなりの部屋の中の配置というんでしょうか、そうしたのも新たに設計的な形が含まれてくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。その構想というんでしょうか、どのような配置で職員のスペースを取って、どのような配置で子どもたちが遊ぶスペースを取っていくかとか、そういう配置についての決定の中に、保育士さんだとか、放課後指導員さんなどの御意見が入ってできているものなのでしょうか、お聞きします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

放課後児童クラブ、今計画している段階では、西側の本来の昇降口の手前、一番西側の出入口、南側の出入口に専用の入り口を設けまして、入りますと、すぐげた箱がありまして、その上に、保護者に連絡等ができるホワイトボードを設置し、その先にL字型で北側の壁に向かって子どもたちのランドセル等が入るような棚を40個造ります。放課後児童クラブの職員の方のスペースとしますと、2つの部屋の一番東側に事務スペースを取るのと同時に、長幡放課後児童クラブのほうではちょっと設置ができなかったんですが、具合の悪いお子さんをそこで休憩できるようなスペース、パーティーションで少し仕切れて、子どもが休めるような、また、スタッフの方もそこで休憩が取れるような形のスペースも取ることができました。なので、真ん中

で広く子どもたちが生活をする中、西側が事務スペース、子どものそういったランドセルのためにくりつけて収納できるような形で一応提案はさせていただいて設計をしていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大体イメージはできましたけれども、そうした形を決めてしまうと変更できないわけですね。その設計の段階に専門家、保育士や指導員が入っているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

すみません、漏れてしましまして申し訳ございませんでした。

こちらの検討するのに当たって教育総務課と、それから長幡児童館長、それからスタッフ、それから今受託していただいているシダックスの方等といろいろ意見を聞きながら、そちらの休憩スペースにつきましては、やはり委託先のスタッフさんから等も要望がありましたので、そういった御意見も聞きながら一応つくり上げたところとなっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1人当たり1.65平米掛ける40ということで、事務室だとか、休憩スペースを除いても子どもたちが遊べるスペースとして、それが確保できるという状況でしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

正式なちょっと数字はこちらには今日持ち合わせていないんですが、長幡児童クラブよりは、40名に対して90平米以上のスペースが確保できるということで、少し余裕の持った保育ができるような形では一応セットができるそうです。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません、もう1つなんですけれども、5番目の全員協議会で出していただいた資料の6番目ですね、電気整備改修、この間ずっと公共施設は新しく改修するたびにLEDに切り替えてきていると思います。私もそれが一番コスト的にもいいんだろうということで提案してきたこともありまして。ですので、全てのものが切り替わっていく段階で全然反対するわけではないんですけれども、検証はしてきているのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですよね。今まで切り替えてきたことによる検証、どのぐらいの効果があつたか、一例でもいいですので、お聞きできればと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

LED化する前とLED化した後の電気料等の検証ということかと思いますが、手元にデータがないんですけれども、そういった検証も必要かと思いますが、今後検証はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑等あれば。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 先ほどの4社応札と言われたんですけれども、ほかの3社の企業名を教えてくださいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 戸矢隆光議員の御質問に御説明を差し上げます。

横尾建設株式会社、カワナベ工業株式会社埼玉営業所、株式会社塚本工務店埼玉支店でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 何点かまたお願いしたいと思います。

まず、1点は、工事契約落札額が2億6,048万とあります。当然これ3月の予算要求のときに、この下にある主な工事内容ということを見込んで予算要求していると思うんですね。その

ときがすごく細かく、2億8,670万まで、10万単位までの予算要求かけているんですよ。落札額が2億6,048万と、単純に2,000万ぐらい安くなって、安くなったのはいいことなんだけれども、予算要求、さっきから言っているように、かけたときに見積もったわけですよ、この下の工事内容ということで。これだけ差が出るんでしょうか、出てもしようがないとは思うんだけれども、ちょっと予算要求かけたときと、この数字がちょっとかけ離れているような気がするんですけども、これについて説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

予算額と落札額の格差という御質問かと思えますけれども、予算要求時には設計業務委託しておりますので、概算を出してもらって予算要求をさせていただいております。設計に当たっては、採用単価は県単価を基本としていまして、それ以外につきましては、建築物価に係る投資や見積りなどを徴集して、正規の手順で単価を採用して設計を組んでおりますので、設計については妥当であると考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 何でこんなことを聞くかという、やっぱりウクライナ侵攻、ロシアの。あらゆる材料とか資材が高騰している時期なんですよ。だから物によってはかなり高くなってしまったという話も随分よく聞くんですよ。これだけの落札額で抑えられたということは、先ほども言ったように結構なことなんですよけれども、何かちょっとしっくりこないという気がしないわけでもないです。そういう説明であったので、それはそれでいいと思いますが、実は昨日の全協でちょっと聞いたときに、長幡小学校のこと、前年度もこういった改修工事費が約2億ということなんですよけれども、この差、七本木小学校と長幡小学校の差、約6,000万ぐらい違うんですよ。要するに、その工事内容とか、延べ床面積がどのぐらい違うのか。まず、延べ床面積が長幡小学校と七本木小学校の差、それと工事内容の差、どこがこれだけ多くなって、工事内容が多くなってこれだけの予算が多くなっているのか、それについて説明してください。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

長幡小学校と比較するという御質問でございますけれども、手元に長幡小学校のデータはご

ございませんので、また後ほど説明をさせていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第27号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第12 町長提出議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第28号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第28号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、多目的スポーツホール計画改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

契約金額につきましては、消費税額を含め8,206万円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市小島6丁目11番67号、横尾建設株式会社、代表取締役、横尾巧でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして御説明申し上げます。

本工事を発注するに当たりまして、先ほどの七本木小学校改修工事と同様の入札要件を設け、事後審査型の一般競争入札を実施いたしました。

開札の結果につきましては、3社の応札があり、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した横尾建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

なお、仮契約書締結までの日程につきましても、七本木小学校と同様でございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物は、多目的スポーツホールでございます。

対象建物の規模といたしましては、重量鉄骨造、延べ床面積964平方メートルでございます。

主な工事内容といたしましては、トイレ改修工事、内装工事、外装工事、キュービクル改修工事、照明器具LED化、音響設備更新工事、浄化槽改修工事、換気設備改修及び衛生器具更新工事を行います。

以上で、議案第28号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 工事内容なんですけれども、結構の工事内容があるんですけれども、この中で給排水管ってありますよね。この要するに、何というのかな、改修は考えていないのかな。なぜかという、まず、この築これ何年、多目的ホールは何年だったかちょっと覚えていないんですけれども、実はつい最近、ワープ上里で配水管だったか何か改修工事、劣化したということで改修工事があったと思うんですよね。こういった建物というか、設備で一番最初に傷むのが給排水管がというふうに私は認識しているんですけれども、この辺について大丈夫なのかどうか、あと築何年たっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤議員の御質問の説明をさせていただきます。

まず、築年につきましては、平成2年の建築になります。ですので、33年の経過となります。

それから、給排水の管につきましては、調査の段階で改修の必要がないという結果になっていまして、今回は給排水の管につきましては、改修は行いません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ちょっと今例を出して、ワープの例を出しましたよね。ワープが、ワープのほうは新しいと思うんですよ、多目的ホールより。なのに、そういった劣化して、経年劣化経年だか何だか知らないですけども、劣化して改修した経緯があるということで、これも予算要求が8,918万8,000円の3月予算要求かけていますよね。実際は、今言ったように、8,206万だっけ、約700万ぐらい安く、当時の予算要求から見ればできているんだけど、そういった何というのかな、これも私の考えなんですけれども、やはり33年たって、一度もその何というのか、給排水管もメンテしていないのであれば、どうせならこういうときに一緒にやってしまったほうが良いような気がするんですけども、そういう考えはないんですか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤議員の御質問の説明をさせていただきます。

設計を、今回の改修をするに当たりまして、設計業者で改修する部分の確認をいろいろ、いろいろな部分を、劣化している部分ですとか、改修が必要な部分を確認させていただきました。その中で、配水管につきましては、まだ改修の必要がないという判断になりまして、今回の改修には含まれておりません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第28号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 町長提出議案第29号 物品購入契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第29号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第29号 物品購入契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町消防団消防ポンプ自動車購入に伴い物品購入契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

契約金額につきましては、消費税額を含め2,623万5,000円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社、本社営業部部長、山下康弘でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

続きまして、入札・契約関係につきまして御説明申し上げます。

本件、消防ポンプ自動車購入に当たりまして、請負業者指名選考委員会において、発注内容に合う製品を取り扱っております業者のうちから6業者を選考し、指名競争入札による契約といたしました。

5月17日開札の結果、5社が応札した中で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札しました日本機械工業株式会社が落札者となり、5月24日付で、2,623万5,000円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

次に、消防ポンプ自動車購入の経緯につきまして御説明いたします。

消防車両は、更新に関する全国的に統一された基準はなく、常備消防は15年、非常備である消防団車両は20年で更新するのが一般的でございます。

主に、七本木地域を担当しております第3分団の車両は、平成15年度に購入し、今年度で20年を経過いたします。

車両の経年劣化が進行することで、消防の目的である町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を軽減することに支障を来すおそれがあるため、計画的に車両の更新を行うものです。

特殊車両であり受注生産となること、また、昨今の半導体不足の影響もございまして、車両の調達に期間を要しますことから、令和5年度、6年度で債務負担行為を設定し、令和6年度に歳出予算を上程させていただいた上で納入を予定しております。

以上で、議案第29号 物品購入契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。



質疑はありませんか。

1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 1 番石井です。

車両の総重量を教えてくださいと思います。

○議長（黛 浩之君） ぐらし安全課長。

〔ぐらし安全課長 間々田 亮君発言〕

○ぐらし安全課長（間々田 亮君） 石井議員の御質問に御説明申し上げます。

大変申し訳ありません。総重量の関係の資料手元にございませんで、後ほど確認してお答えいたします。申し訳ありません。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第29号 物品購入契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時20分からとします。

午前10時7分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 議案第27号の齊藤議員の御質問に対する説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和3年度に改修した長幡小学校の床面積でございますけれども、校舎棟が延べ床面積2,700平方メートル、特別教室棟が379平方メートルでございます。

また、七本木小学校と長幡小学校の改修内容についてでございますけれども、工事内容につきましては、長幡小学校と同程度を見込んでおります。しかしながら、学校、建物によって劣化等も異なりますので、構造も異なりますので、例えば長幡小学校ですと、東側と西側に外壁タイルが張ってありましたので、あそこのタイルの場所をサイディングカバー工法で施工しましたが、七本木小学校はタイルはございません。

また、七本木小学校、今度2教室、余裕教室を放課後児童クラブにするわけですが、長幡小学校のときには特別教室棟の1階が利用できました。今回普通教室棟を、2つの教室の壁を撤去しますので、そういった工事は長幡小学校とは異なりますし、また、長幡小学校の特別教室棟は、平成17年建築ということで、比較的新しい校舎でございましたので、その点工事費が抑えられたということもございますので、工事内容につきましては、ほぼ同程度と考えておりますけれども、全て同じということではございませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 分かりましたけれども、その辺、今説明があったことによると、当然長小よりも七本木小学校のほうが、築が新しいんですね。長幡小学校のほうは断然古いと思うんですよ。今、延べ床面積2,700と379平米、約、足すと3,000ちょっとなんですけれども、工事内容についても、ほぼ同等、若干違うかもしれないんですけども、それにしても、契約金額が七本木小学校のほうが多断然多いというのが何となくクエスチョンマークがつくんですけども、どうなんでしょうか。延べ床面積の比較はちょっと、長幡小学校のほうはちょっと、昨日の全協の資料だと出るんですけども、恐らく同じくらいだと思うんですね。工事内容も、先ほども言うように、若干は違うけれども、ほぼ同等の改修工事だということになると、契約金額、工事金額がかなり多いよというふうに認識してしまうんですけども、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

昨日の全協で七本木小学校の床面積御説明させていただきましたけれども、七本木小学校の延べ床面積は2,748平方メートル、管理・教室棟でございまして、普通教室棟は747平方メートルということでございます。

先ほど齊藤議員のほうから築年のお話が出ましたけれども、長幡小学校は、校舎棟が昭和53

年建築になります。特別教室棟、先ほど申し上げましたように、平成10年建築ということでございまして、長幡小学校の場合は、特別教室棟が新しいために、あまり手を加えずに済んだというのが安価に抑えられた要因の1つでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田 亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田 亮君）　先ほどの議案第29号の内容で石井議員に御質問いただいた件について御説明をさせていただきたいと思っております。

車両総重量につきましては、受注生産の車両ということで、艤装が終わらないと正確な重量は出ません。ただ、5トン未満ということで、現在の運転免許の関係ありまして、準中型免許で運転できるようにということで、5トン未満ということで考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君）　教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君）　齊藤議員の御質問に補足説明をさせていただきます。

七本木小学校の建築年度でございますけれども、管理・教室棟が昭和51年、普通教室棟が昭和56年ということで、長幡小学校よりも新しいということでございます。

以上です。

---

◎日程第14 町長提出議案第30号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第15 町長提出議案第31号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第16 町長提出議案第32号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第17 町長提出議案第33号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第18 町長提出議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第19 町長提出議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第20 町長提出議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第21 町長提出議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第22 町長提出議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第23 町長提出議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第24 町長提出議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第25 町長提出議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第26 町長提出議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第27 町長提出議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第30号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第15、町長提出議案第31号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第16、町長提出議案第32号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第17、町長提出議案第33号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第18、町長提出議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第19、町長提出議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第20、町長提出議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第21、町長提出議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第22、町長提出議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第23、町長提出議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第24、町長提出議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第25、町長提出議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第26、町長提出議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第27、町長提出議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上の14件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第30号から議案第43号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

御提案申しあげました議案第30号から議案第43号、農業委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもちまして任期満了となります。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新しい農業委員会委員を任命したいので、議会の同意をいただきたく御提案申しあげる次第でございます。

まず、議案第30号、小林進氏、上里町大字嘉美287番地3に在住で、昭和38年4月19日生まれ、現在60歳であります。

小林氏は、農地利用最適化推進委員などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、水稲・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第31号、坂本俊雄氏、上里町大字長浜1486番地に在住で、昭和26年2月27日生まれ、現在72歳であります。

坂本氏は、上里西部土地改良区理事などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、米麦の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第32号、荻野好雄氏、上里町大字黛20番地1に在住で、昭和24年12月21日生まれ、現在73歳であります。

荻野氏は、上里幹線土地改良区総代などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、米麦・施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第33号、山下登氏、上里町大字神保原町570番地に在住で、昭和31年5月30日生まれ、現在67歳であります。

山下氏は、上里幹線土地改良区理事などを歴任され、現在、水稲・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第34号、菊地宏利氏、上里町大字五明512番地に在住で、昭和29年5月7日生まれ、現在69歳であります。

菊地氏は、農地利用最適化推進委員などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、米麦・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第35号、小暮辰雄氏、上里町大字忍保1665番地に在住で、昭和27年12月14日生まれ、現在70歳であります。

小暮氏は、農家組合長などを歴任され、現在、露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第36号、小暮和利氏、上里町大字勅使河原1354番地1に在住で、昭和52年

11月1日生まれ、現在45歳であります。

小暮氏は、一元出荷組合部会長などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第37号、飯塚豊氏、上里町大字勅使河原1829番地に在住で、昭和33年12月25日生まれ、現在64歳であります。

飯塚氏は、畜産協議会会長などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、養豚の畜産に取り組んでおられます。

続きまして、議案第38号、中久木大祐氏、上里町大字大御堂219番地に在住で、昭和55年6月11日生まれ、現在42歳であります。

中久木氏は、農業青年会議所役員などを歴任され、認定農業者としての農業の見識も豊富であり、現在、施設野菜・米麦の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第39号、坂本茂氏、上里町大字七本木3085番地2に在住で、昭和27年10月23日生まれ、現在70歳であります。

坂本氏は、埼玉ひびきの農業協同組合理事などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、水稻・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第40号、森島了氏、上里町大字七本木2028番地21に在住で、昭和52年8月12日生まれ、現在45歳であります。

森島氏は、農業青年会議所役員などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、露地野菜の栽培のほか、肥育牛の畜産にも従事されておられます。

続きまして、議案第41号、藤島廣二氏、上里町大字神保原町867番地1に在住で、昭和24年2月20日生まれ、現在74歳であります。

藤島氏は、農林水産省技官を歴任された後、東京農業大学教授を経て、現在、同大学名誉教授として活躍されておられます。

続きまして、議案第42号、木村隆之氏、上里町大字堤993番地に在住で、昭和28年12月9日生まれ、現在69歳であります。

木村氏は、区長などを歴任され、現在、露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第43号、須田和弘氏、上里町大字帯刀441番2に在住で、昭和37年5月3日生まれ、現在61歳であります。

須田氏は、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、水稻・施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

以上、候補者の方々の経歴等を申し上げましたが、農業に関する識見はもちろんのこと、その地域でも御活躍され、人望もあり、その人格、公平性は農業委員として適任であると考え

ますので、御同意をいただきたく御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第30号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第31号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第32号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第33号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立

により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。



## ◎日程第28 町長提出議案第44号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第28、町長提出議案第44号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第44号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,574万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,595万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、「第2表 債務負担行為補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1,388万1,000円の増額補正となり、個人番号カード

交付事務費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額となっております。

款20繰越金は2,185万9,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して3,574万円を追加し、106億3,595万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款2総務費は675万2,000円の増額補正となり、戸籍住民基本台帳事業に係る会計年度任用職員報酬や期末手当、庁舎管理事業に係る修繕料、総合文化センター運営事業に係る修繕料などの増額となっております。

款3民生費は241万5,000円の増額補正となり、地域子ども・子育て支援事業に係る第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料や通信運搬費、七本木児童館運営事業に係る冷水機交換工事費などの増額となっております。

款4衛生費は1,120万円の増額補正となり、予防対策事業に係る新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金事業補助金の増額となっております。

款7土木費は648万2,000円の増額補正となり、土木管理事業費に係る測量調査等業務委託料及び土地評価業務委託料の増額となっております。

款9教育費は889万1,000円の増額補正となり、中学校管理運営事業に係る修繕料、学校運営事業に係る適応指導教室運営事業負担金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して3,574万円を追加し、106億3,595万6,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず初めに、庁舎の管理事業なんですけれども、当初予算で、この修繕料としては75万円ほど組んでいたと思うんですけれども、3点ほどの修理箇所の説明がありましたけれども、不足分ということでありましたけれども、当初予算で予定していた部分はどこだったのか、新たに修理が必要というふうに出てきたのはどこだったのか、当初予算ではそのことについてはまだ予測ができないものであったのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、当初予算での計上でございますが、こちらについては、1階の空調の設備の修繕ということでございます。御指摘のとおり、当初予算には間に合わなくて、このたび4年度の補正と5年度の当初予算に間に合うことができずに、今回消防の不良箇所、こちら自動の火災報知機等でございますが、こちらが2階のもの、それと誘導灯の不良箇所が1階と3階ということで、消防不良箇所の修繕が1つ、それと3階でございますサーバー室の空調改修でございます。天井でございますドレインという配管でございますが、こちらの傾斜が緩いというところで、何度か調整を試みたのですが、ちょっとこちらについても修繕が必要となったというところでございます。

それと、もう1点は、屋上でございます太陽光発電設備のパワコン、パワーコンディショナーの修繕でございます。こちら太陽光を発電して売電をしているわけでございますが、パワーコンディショナーで、こちらについて直流を交流に変換してということで、送電のための改修を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町民福祉課のところで、いわゆるマイナポイントの延長によって会計年度任用職員が、また引き続き配置されるということになるんだと思うんですけれども、先ほどもありましたけれども、正しく説明していただきたいと思うんですよね。そこを重視していただきたいことと、やはり誰も取り残さないと言いながら、かなり保険証と結びつけること

で不安になって医療保険、病院にかかれなくなるんだよと言われて慌てて申請に行ったんだけど、本当は不安でカードを持ちたくないんだけど、それじゃ駄目なんだよと言われてというふうな町民もいるんですよ。

だから、その辺をメリットばかりじゃなくて、デメリットもあるんですよということも説明していただきたいというふうに思うんですけども、その点について、そのようなきちっとした対応がされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほどの条例改正のときにも若干御説明させていただいておりますが、正しくやはり説明するためには、当初から雇用している者を再度雇わせていただいたほうが、非常にそういった意味でも誤解など、指導というか、皆様に教える立場としてはきちんとお伝えできるかなということ、今回補正で計上させていただいております。

誤解のないようにと言った部分につきましてでございますけれども、そういった職員でございますので、当然誤解のないようにお話しさせていただいておるつもりでございます。

また、一般住民の方々につきます部分につきましては、やはり広報またはインターネット等を通じて、その辺の周知は図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 同じところの委託料の2つなんですけれども、この委託料というのはどこにというんでしょうか、どういう内容の委託になるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

今回補正予算で委託料として計上させていただきました住基ネットシステム附票アプリケーション適用作業業務委託料でございますが、まず、こちらにつきましては、住基ネットで取り扱う情報といたしまして、現状では住民基本台帳に関する情報となっておりますわけですが、今後の整備の国の方針といたしまして、戸籍に関する情報も対象になってくるといったところでございます。この戸籍情報に付随する附票情報につきましても、住基ネットで取り扱う情報としていることから、これらのアプリケーションを適用させるため計上したものでございます。

また、その下の住基ネットセキュリティー情報等情報機能適用作業業務委託料でございますが、現在、住基ネットを構成しているサーバー、それとクライアント、これはそれぞれのセキュリティーソフトで設定されておりまして、セキュリティーソフトの稼働状況を確認する際に、それぞれの機器で情報を確認しなければいけないといったところでございます。いわゆる、一元的な管理ができていないというのが現状でございます。これらの双方の機械に設定されておりますセキュリティーソフトの管理情報等を収集し、一元的に管理するためのソフトがJ-LISから提供されましたので、これらのソフトのインストール、また各種設定の業務を行うために、専門的な知識を有する事業者へ委託するというところで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 後のほうの委託料なんですけれども、この制度がスタートしたときに、いろいろ議論する中で一元化しないと、分割することで安全を保っていくという説明だったんですよね。一元化すると、やはり危険にさらされたときに全てが、けれども、分割することによって安全が保たれるという説明があったと思うんですけれども、その点についての議論というんでしょうか、されたんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

あくまでこれは情報を一元化するということではございませんでして、それぞれのソフト、いわゆるセキュリティーソフトのログの状況、要は活動状況ですね、それを集約して見られるような格好で、1つの端末で見られるような状況をつくるということですので、あくまで情報を1つにしてしまうということではなく、情報を守っている状況がどうなのかということを一元的に見られるような状況をつくるというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 子育て共生課のところなんですけれども、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、令和2年につくっていますから、令和6年から新しいのに切り替わっていくということは、もう策定というか、段階的に分かっていることなのに、どうして当初予算に計上しなかったのかなというふうな、疑問に思うんですけれども、その辺についてお

聞きします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

第3期子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和7年度から11年の5か年計画となります。なので、今年度調査で、来年度策定という計画にはなってございますが、当初予算になぜのせなかったかということになります。子ども家庭庁が設置されたことにより、子ども基本法がこの4月1日に施行されまして、その後、子ども大綱というものが示されます。今、そちらを国のほうが議論しているところではあるんですが、そちらに今後の子ども政策の軸となるものが今検討をされているところです。そちらがある程度明確になってからこちらの調査をするべきだろうということで、当初予算のほうにはのせていなかったんですが、やはりなかなかそちらの大筋が出てこないの、スケジュール的にも、このタイミングでしないと来年度の策定に間に合わないだろうということで、並行で国の動きを見ながら進めるという形で計画をさせていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 新しい子ども家庭庁ができたということでありましてけれども、しかしながら、それとは関係なしに計画が令和6年度中までには策定しなくてはならないという、そのスケジュールには変わりはないと思うんですよね。そのところでは、ちょっと私は疑問に思いました。それは質問じゃないんです。私がそう思いました。

それと、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の今回のこの187万5,000円というのは、主に調査、アンケート調査みたいな形で入っていくのかなというふうに思うところなんですけれども、その債務負担行為として出された437万3,000円、これに関しては、合わせますと624万3,000円になるんですよね。第2期子ども・子育ての計画を見れば分かる通り、僅か50ページぐらいのものです。そして、中にはアンケートの結果のページが非常にたくさん取ってあります。いわゆるアンケートを分析したら、あと対象の部分は計画策定の趣旨であるとか、子ども・子育てを取り巻く状況、そういうことは委託しなければならないものなのかなと思うところです。子どもを取り巻く状況というのはよく分かっているんじゃないでしょうか。あらゆる計画の中で、今そういうものというのは委託しなくても職員でできるんじゃないかなと思ったりします。

それと、アンケートは上里の実態ですから、それをひもとけば、それに見合った計画という

のが、後は国が示す、これから示してくるであろうものと整合すれば、例えば後半部分は策定の経過だとか、あと用語についてのこと、難しい用語を使っていますから、解説とか、そういうのがのっているんですね。具体的な中身では44ページぐらいなんですよ。44ページをじゃ624万3,000円で割れば、1ページ当たり14万ぐらいするんですよ。

だから、何でも計画は、第1回目をつくるのが大変だと思います。もう2期まで来ているんですよ。そうすると、数値的な部分、前段のところの子ども的人数の変化とか、そういうのは毎年出ているじゃないですか、決算で。それを当てはめていけば、あと予測なんかも、掛ける何点という過去の例で予測してやっているじゃないですか。そういうものを当てはめれば簡単にできるなど私思ったんですよ。何でも委託するのかなという、その辺の疑問があるんですけども、お答え願いますか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、今回計上させていただいた187万5,000円ということですが、債務負担行為のほうでも上げさせていただいております。今回、2か年の業務委託料に関しましては、こちらの債務負担行為で上げた限度額と合わせた624万8,000円が委託料となっております。そちらの前払金ということで今回補正予算で上げさせていただきました。

それから、自分たちでこの計画が策定できるんじゃないかということでございますが、今回、こちらのこども大綱を受けまして、基本的に入れなければいけない内容のほかにも新たに入れていく既存の少子化対策の大綱に基づくものであったりとか、子ども、若者支援に、その推進に関する事、それから子どもの貧困対策に関する事ということで、新たにいろいろなものが盛り込まれてくる予定と伺っております。

そうした中で、単純な集計だけではなかなか未就学前の保護者の方、それから就学している家庭のニーズというのがなかなか把握し切れない、ある程度クロスをしたりしながら集計をして、こちらの国の定める大綱と併せたものをつくっていくには、やはりそれなりの力なり、職員の体制も組まないと難しいというふうに判断しましたので、今回2か年の委託ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません。新しいのは次々生まれてくると思うんですよ。私は前



もこういう問題、子ども・子育て計画だけじゃなくて、様々な計画のときをお願いしていることなんですけれども、見直して、検証もしますよね、でも、計画は立派なのができるけれども、なかなか計画どおりにはいかないで、また次の計画、また次の計画と移行していく数値は計画に全然到達しないということが繰り返されてきていると思うんですよ。

だから、形が立派なものを追求するよりも、本当に生み出して、じゃここを、この町ではこんなふうにして子育て支援、子育て日本一と言っているんだから、本当に徹底的に地元の中で子育てして苦労している人たちの声を聞いたり、手づくりのものができないかなど。委託にしまえば、それは立派なものではできると思います。

だけれども、国の示すものというのは、一般的ですよ。それをどこに、上里にどういうふうに落とすかということが重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺については、やっぱり考え方をどこかで変えていかないと、委託料ばかりだなというふうに思ってしまうんですけれども、その点については、町長の考え方もお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の外部委託についての考え、私の考えを聞きたいということでお答え申し上げます。

内容についても、私どもも庁舎内でいろいろな議論してまして、何でもかんでも外部委託ということじゃなくて、外部の知見が必要な場合について、よくその辺を精査してやってほしいというのを伝えております。私とすれば、やっぱり手づくり感の、沓澤議員が言うように、自分たちの思いをその中に盛り込んでいくことが重要だということを日常的に言っておりますので、そういった観点で今後も取り組んでいく所存でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑。

4 番 戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 土木費の中で委託費648万2,000円なんですけれども、昨日担当課長のほうから丁寧にお話をいただいたんですけれども、立野今井線、これについては工業団地造成のときの外周道路、これが現場と恐らく構図が一致していない。それで税金等の問題があるということなんですけれども、こここのところについて、原因は、登記をしたというのは、埼玉県が登記をしたのか、それとも上里町が登記をして間違っているのか、そのことについてちよっ

と教えていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 戸矢議員の御質問に御説明申し上げます。

当時工業団地を造成するに当たりまして、工業団地内も当然測量やったと思うんですけども、この取付け道路に関しましても、今の段階で考えられるのは、企業局のほうで測量も実施して、登記に関して、買収して登記に関しては、町の職員がやったというのは、測量図のほうですね、確認すると名前が出てきておりますので、確認できております。もともとの測量に関しては、国土調査は上里町がやりましたけれども、その後、企業局のほうで測量を実施して、取付け道路もやった可能性が大きいというふうに考えております。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） そのときに間違っ、今になってこういう問題が出ていると、住民の方に大変失礼というか、迷惑がかかることですので、できれば今後のために、県の企業局にこういうことがあったんだよとか、また、ある程度町のほうでも調査をしながら、ほかのところに、こういうことがないように今後の研究課題としてやっていただいたほうがいいかなと思いますので、是非その点については、今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 子育て共生課さんのほうに、ちょっと1つ質問ございますけれども、七本木児童館の冷水機の交換工事費ということなのですが、現在いろいろなタイプの冷水機発売されていますけれども、例えば、いわゆるスタンド型でボタンを押して直接口で飲むタイプですとか、ウォーターサーバー型で設置して、紙コップとかで飲むタイプ、また、ちょっと違ったタイプで、子どもたちの水筒、持参した水筒に直接水を入れて、子どもたちが自分で飲むタイプとかいろいろあるかと思うんですけども、どのようなタイプの冷水機を設置するか、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 伊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回見積りを取らせていただいたものは、現状にあるような冷水機と同等の形のものを一応予定としております。スタンド型で、押してビューとお水が出るような、あぁいったものを一

応予定しております。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） コロナ感染症が5類に移行いたしましたけれども、まだまだ学校等で学級閉鎖等も多く出ておりますので、そういった観点からも、直接口をつけて飲むタイプの冷水機だと、まだ感染症の対策的にいかなものかと思えますけれども、例えばカップで飲んだりとか、SDGs的には紙カップはちょっとよろしくないんですけれども、例えば子どもの水筒を直接入れて、ためて、子どもが直接飲めるタイプとかいろいろあるかと思うので、その点も検討していただければありがたいですけれども。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 伊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、コロナ対策の関係で、令和2年度以降、冷水機で直接飲むようなことはせず、子どもが持ってきている水筒をそこに行って入れて飲むような形は取らせております。

ただ、今、議員がおっしゃったとおり、そもそもそれ入れやすいかどうかといったら入れづらいので、そういったことも検討課題として考慮させていただきます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 教育総務課のところの中学校の管理運営事業の修繕料880万なんですけど、先ほどの説明ですと、屋上の空調機が昨年6月の降ひょう被害を受けているという説明があったと思うんですけれども、そのとき、去年の6月に降ひょう被害で、その空調機能がストップしてしまっているのか、今現在は、そのときに、降ひょう被害があったときに被害を受けて機能を今していないのか、それとも機能はしているだけけれども、修繕が必要なのか、それについてお伺いします。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

上里中学校の空調設備の機能、今現在どうなっているのかという御質問でございますけれども、去年6月の降ひょう被害でクロスピンが損傷してしまいまして、稼働はしております。メーカー等に確認をしたところ、効率が数%落ちるというお話は聞いていますが、現在も稼働し

ておりますが、今後腐食しやすかったり、そういう影響は出ることから修繕を行うことが望ましいと考えて今回予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 去年の、1年前のことになるんですけども、そういった報告とか、そういう話が全然、今初めて私、ほかの同僚議員もそうだと思うんですけども、聞いていないです。それで、その修繕費用というのは880万ですか、かなりの経費が、修繕費がかかるわけですけども、いずれにしても、1年放置というのはいかかなものなのかなと思うんですね。もっと、要するに、私のモットーは、世の中スピード時代なんでスピーディーに、例えば部品がないからどうのこうのと、そのときに分かって、そういう説明ならいいですよ。業者のほうでも部品がないからとか、そういう理由があろうかと思うですよ。それはそれでよいかなと思うんですけども、要するに、降ひょうたって、当時どの程度の範囲で被害を受けていて、そういった部品がないのかというのは分からないですけども、恐らく日本全国じゃなくて、当時被害を受けたのはこの辺、埼玉県が主だったと思うんですけども、それを要するに、ここまで1年延ばしたというのはちょっと納得いかないですよ。もう少し、そういうものにはスピーディーに対応したほうがよろしいかなと思うんですけども、今後、こういったことが、例えば去年の降ひょうのときに、公民館だとか小学校が被害を受けていますよね。そういうのはだって、即だってアナウンスしてくれたじゃないですか、どうしてこういうことはやってくれないんですか。

だって、結果的にこれだけ、880万までの修繕費かかるわけでしょう。だったら、そういうものもやっぱり情報提供というのは必要だと思うんですよ。それについて説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

迅速になぜ対応できなかったという御質問でございますけれども、先ほど総合政策課長のほうから説明がございましたように、自然災害による被害のため、保険を活用したいと考えまして、町有建物災害共済保険との調整に時間を要したために今の時期になってしまったということでございます。

また、小・中学校のガラスの破損であるとか、公民館等の公共施設の被害があったということは議員さんには御説明させていただきましたが、この上里中学校の室外機の件につきましては、御説明させていただかなかったことにつきましては、おわび申し上げたいと思います。

今後は、こういったことがございましたら、議員の皆さんにも説明をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第44号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）なんですけれども、私は先ほど質問させていただきました債務負担行為、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、これについて疑問があります。町長からも、やはり手づくりのという答弁もいただきました。調査そのものは必要であると思いますので、この予算として出ている部分については、やっていく必要があるというふうに考えていますけれども、この債務負担行為について見直す必要があると思いますので、この部分が含まれている補正予算でありますので、反対したいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第44号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時28分散会